

日本健康体力栄養学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は日本健康体力栄養学会と称する。(英文名 Japanese Research Association of Health, Fitness and Nutrition)

第2条 (目的)

本会は、健康と体力および栄養の相互関係を調査・研究し、その成果を運動と栄養の実践活動に応用することを通して、健康に関わる知識および技術の進歩ならびに普及を図り、国民の健康増進と生活習慣病の予防に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために次の諸事業を行う。

1. 総会は年1回開催し、研究発表ならびに特別講演等を行う。また、同時に役員会(理事会および評議員会)の議決事項等に対して承認を求める。
2. 研究会及び講演会の開催。
3. 会誌「日本健康体力栄養学会誌(英文名"Japanese Journal of Health, Fitness and Nutrition")」及び資料の刊行。
4. その他、本会の目的達成上、必要な事業

第2章 組織

第4条 (会員)

本会は次の会員で組織する。

- (1)正会員 正会員は本会の目的に賛同し、所定の会費を納めた個人とする。
- (2)学生会員 学生会員は本会の目的に賛同し、所定の会費を納めた学生とする。ただし、票決権を有しない。
- (3)特別会員 特別会員は本会の目的に賛同し、本会の事業を後援するために所定の会費を納めた個人又は団体とする。
- (4)名誉会員 名誉会員は本会に多大の貢献をした会員の中から、理事会の推薦に基づき総会の承認を得て選ばれる。名誉会員は会費の納入を免除される。

第5条 (役員)

本会は次の役員を置く。

- (1)会長 1名(会務を総理し本会を代表する)
- (2)副会長 3名以内(会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は会長が欠けたとき会長の職務を代理し、又は職務を行う)
- (3)幹事長 1名(会長を補佐し会務の執行に当たる)
- (4)顧問 若干名(会長の諮問に応じる)
- (5)参与 若干名(会長の諮問に応じる)
- (6)理事 20名以内(理事会を組織し、会則に定められた事項を議決し、会務を執行する)
- (7)監事 2名(会計を監査する)
- (8)幹事 若干名(理事の行う会務を補佐する)

(9)評議員 40名以内（会務を評議する）

役員の任期は2か年とし、いずれも重任を妨げない。

第6条（役員選出）

役員選出の方法は以下のとおりである。

1. 会長は理事会で選出し、総会の承認を得るものとする。
2. 幹事長は理事の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
3. 顧問、参与、理事、監事、幹事、評議員は、理事会に諮った後、会長が委嘱する。

第7条（役員会の構成）

理事会は会長、幹事長、参与、理事、監事及び幹事により構成する。

第8条（編集委員会）

本会に編集委員会をおく。

1. 編集委員会は編集委員長1名と編集委員若干名で構成する。
2. 編集委員長、編集委員は会長が委嘱する。
3. 編集委員のうち2名は編集幹事を兼任する。
4. 編集委員長、編集委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

第3章 会 議

第9条（会議の開催）

本会は会長の招集により次の会議を開催する。

1. 定期総会は原則として年1回開催する。
2. 臨時総会は会長が必要に応じて開催する。
3. 理事会は原則として年1回とする。ただし、理事からの要求ならびに会長が必要と認めた場合には随時召集する。理事会の定足数は理事数の3分の1以上をもってする。なお、理事会は、評議員会と合同で開催することができる。
4. 評議員会は原則として年1回とする。評議員会の定足数は評議員の3分の1以上をもってする。

第10条（総会の議決）

総会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の設定による。議長は、理事の中からその都度選任する。

第11条（会員の票決権）

正会員の票決権はそれぞれ1票である。やむを得ない理由により、会議の出席ができない会員は、あらかじめ通知事項について書面をもって票決し、またはその会議の構成員を代理として委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

第4章 会計

第12条（会計年度）

本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。

第13条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金、その他収入をもってする。会費の額は総会の議決による。

第14条（会費の前納）

会費は原則として前納しなければならない。既納の会費は、いかなる場合でも返却しない。

第5章 附則

第19条

本会則の改訂は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第20条

本会則は平成25年4月1日から施行する。

日本健康体力栄養学会細則

第1条

本会の運営に関し、必要な細則は、この会則に違反しない限りにおいて理事会の議決を経て定める。理事会は細則の制定又は改廃の結果を評議員会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

第2条（会費）

本会の会費は、正会員は年額3,500円、学生会員は年額1,000円、特別会員は1口年額30,000円（1口以上）とする。

第3条（事務局）

本会は、学会事務局を東京世田谷区桜丘1-1-1の東京農業大学短期大学部栄養学科公衆栄養学研究室内に置く。

2)学会事務局には事務員、若干名を置くことができる。

3)編集委員会の事務局を大阪府羽曳野市はびきの3-7-30の大阪府立大学地域保健学域総合リハビリテーション学類栄養療法学専攻に置く。

第4条（学会総会）

日本健康体力栄養学会総会に学会会頭を置く。学会会頭は理事会において選出し、評議員会の承認を得た後、総会に報告するものとする。